



# 広報 おんが

発行 昭和47年5月10日

発行所 遠賀町役場庶務課

社

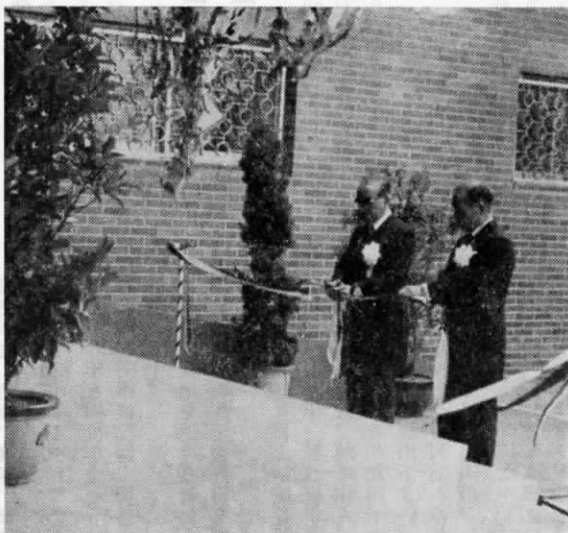
会 社



### —遠賀町新庁舎落成—

花曇りの4月25日、新庁舎落成式が町内外の来賓300余名列席のもとに行なわれ、町の象徴としてその前途が祝福されました。

完成した新庁舎(左)テープカットをする柴田町長、中山議長(右下)感謝状をうける岡崎工業社長(左下)



### 人のうごき (4月の住民基 本台帳から)

人 口	9,719人 (9)
男	4,625 (15)
女	5,094 (△6)
世帯数	2,523戸 (23)

( ) 内は前月比

十四日 母の日

十日 愛鳥週間

上旬 児童福祉週間

五日 こどもの日

三日 憲法記念日

二日 八十八夜

一日 募金

一日 メーデー 白い羽根

### 五月のこよみ



# 新庁舎落成に当って

町長 柴田貫藏



多年の懸案でありました遠賀町庁舎が去る四月二十五日完成いたしました。五月一日から新庁舎で事務を執行いたしておりますが、今後本庁舎が行政センターとして一万町民の活動の中核となり、かつ行政水準の向上に益することとを期待して止みません。

本町はご承知の通り福岡、北九州両市を結ぶ中間地帯に

ありまして近時両市を母体とする都市圏域の拡大により都市化の進展が一層強まっておりますが、これと並行して生活環境の是正が強く望まれているところであります。

今後都市計画、農振計画の線引きにより区域を画定いたし、土地利用の効率化とあいまって名実共に北九州の住宅都市としてふさわしい町づくりを念願いたしております。

そうした周囲の客観情勢と呼応して本町庁舎の改築が町勢発展の原動力となり得ますことを確信いたし今後町民の皆様方のご指導とご協力を切にお願い申し上げます。

## 老人医療費無料化を可決

— 第三回臨時町議会 —

老人医療費無料化については、福岡県は全国に先がけて昭和47年度から七〇才以上のすべての老人に対する医療費を無料化にするこ

とになり遠賀町においても五月一日から、老人医療費を無料化にするため去る4月21日臨時町議会を招集し、万場一致で老人医療費無料化を可決しました。

これによって、従来国民健康保険加入者だけが対象であったものが、社会保険をはじめ各種共済組合の健康保険被扶養など、すべての七〇才以上の老人は無料で医療を受けられることになりました。

### 老人医療費の無料化実施要領

老人福祉向上のため、七〇才以上の老人に対し医療費の無料化を左記のとおり実施いたすことになりました。

一、該当者

町内に住所を有する七〇才以上の老人で、国民健康保険加入者、又は社会保険及び各種

健康保険共済組合等の健康保険に被扶養者として加入している者。

二、無料の方法

①医療証の交付を受けた者は、医療証と保険証を病院に提示すると、県内の病院では、医療費を払わないで済みます。

②医療証の交付を受けてない者は病院で医療費の支払いをして後日加入している保険組合より、医療の診療明細書の写及び医療費に対する補助金の証明書を発行してもらい役場へ提出する、町より医療費を支払います。

三、実施年月日

昭和四十七年五月一日開始。

### 国民年金(老齢、障害、母子) 証書の提出について

あなたが今年も福祉年金をうけるためには、所得状況届(切替手続)が必要です。

五月期分の支給を受けられたら左記期日迄に、国民年金証書を提出下さい。

尚、本人、配偶者および扶養義務者が昭和四十七年一月二日以降当町に転入の場合は、前に住んでいた市町村が発行する昭和四十六年分所得額証明書を提出下さい。

記

一、提出期限 五月二十五日まで  
二、提出場所 役場厚生課福祉係

## 児童福祉法

### 制定の意義

◇戦前における児童をまもるための法律は、少年保護法、児童虐待防止法、母子保護法とそれぞれ個別の問題に限定されていたし、どれも保護政策を脱していた。だが、児童福祉法は脱保護にふみきり、次代の社会をになう児童の健全な成長をはかることを願ひ、すべての児童を対象に、国家的規模と責任において行なわれることを目的としており、これは、わが国の児童福祉の理念に積極的な意義をもたらせた。

◇「子どもと社会」という副題で出された昭和四十六年版厚生白書は「急激な社会変動のなかで、児童は不安定な状態におかれている。健全な成長をそなう危険は増大しつつある」と述べている。

◇児童福祉法によって児童行政の対象がすべての児童へと拡大したことはよきこぼしが、いっぽう子どもを受難の実情も拡大しており、いっそう深刻となりつつある。

◇いくら法律があったとしても、国民の不断の努力がともなわねば、画幅の餅に過ぎない。子どもをまもり育てるために、家庭、地域社会、地方自治体、国それぞれが責任をまっとうすることが、今日の急務であることは明白である。

老齢年金の受給資格期間早見表

生年月日	昭和41 満年齢	納付年数(C)(A-1)	受給に必要な納付年数(A)
明45.4.2	60才	10年	10年
大2.4.2	59才	9年	10年
大3.4.2	58才	8年	10年
大4.4.2	57才	7年	10年
大5.4.2	56才	7年	11年
昭4.4.2	43才	7年	24年
昭5.4.2	42才	7年	25年
昭6.4.2	41才	6年	25年
昭7.4.2	40才	5年	25年
昭8.4.2	39才	4年	25年
昭9.4.2	38才	3年	25年
昭10.4.2	37才	2年	25年
昭11.4.2	36才	1年	25年

今後納められる年数(B)

納め忘れの

国民年金保険料は6月30日まで

国民年金の保険料は、きめられた納期限の翌日から二年を過ぎると、時効によって納められなくなり、将来年金を受けるときに大変不利になるばかりでなく、年金が受けられなくなる場合もあります。このようなことにならないよう今年の六月三十日までは、時効で納められなくなった期間の保険料(一カ月四五〇円)を特別に納めることができます。国民年金の老令年金は、最低25年納めないと、年金が受けられません。しかし、この25年は年令に応じて10年から24年に短縮されて、最低、その期間納めれば年金が受けられるしくみになっています。

※国民年金の老令年金は、最低25年納めないと、年金が受けられません。しかし、この25年は年令に応じて10年から24年に短縮されて、最低、その期間納めれば年金が受けられるしくみになっています。

※上の表は昭和47年4月1日の満年令に応じた受給に必要な最低納付年数(A)今後納められる年数(B)今まで納付すべき最低必要年数C(A)-(B)をあらわしたものです。

※(例)大正4.4.2生(57才)の人の場合、最低10年間(A)は保険料を納めなければ年金がうけられませんが60才までにあと3年(B)しか納付期間がないので、今までに最低7年(C)は納めないと、一生涯年金がうけられないこととなります。

※くわしいことは役場厚生課福祉係でお尋ねください。

愛の献血に  
御協力下さい

献血日 五月三十一日  
時間 午前十時～四時  
場所 町公民館ホール

昭和47年度の

新役員が決まりました

昭和47年度の区長、生産組合長、地区公民館長、婦人会支部長が左記のとおり決りましたのでお知らせします。

部 落 別	区長、生産組合長	地区公民館長	婦人会支部長
高 津	江藤 和良(区生)	矢野 力平	矢野マサ子
若 松	舛添 義光(区生)	岡村 守	小野美恵子
鬼 津	井口 直正(区生)	太田 悟	秦 ノリ子
尾 崎	吉田 舜二(区生)	吉田 舜二	松井 波江
別 府	山中 一雄(区生)	高田 久次	石田 フデ
千 代	永田 昭二(区生)	吉田三千年	花田ハツエ
今 古	吉田 敬孝(区生)	水上 近	村田 光江
遠 賀	木藤 勇夫(区生)	泉原 武彦	西村 弘江
新 川	下川 正夫(区生)	岡崎 良一	野中 浅子
木 守	片山 武司(区生)	片山 武司	高崎イツ子
上 別 府	石松 正人(区生)	石松 正人	石松 春子
若 葉	岩本 武雄(区生)	岩本 武雄	重藤ミサオ
虫 津	古野 千年(区生)	古野 千年	毛利 善子
東 町	木野 国繁(区生)	篠田 寿	
西 町	石田 金久(区生)	中村 寅雄	
浅 木	瓜生 初夫(区生)	一田 好巳	
老 良	添田 秀雄(区生)	添田 善秋	芳賀 雄子
旧 停	阿部 実雄(区生)	阿部 実雄	添田タカノ
廣 渡	柴田 誠太郎(区生)	柴田 悦郎	高橋美智子
副 会 長	片山 武司(区生)	石松 正人	吉永千代子
柴田 誠太郎	柴田 誠太郎	柴田 キンエ	二村クニ子
柴田 誠太郎	柴田 誠太郎	柴田 キンエ	有吉 栗枝
柴田 誠太郎	柴田 誠太郎	柴田 キンエ	村田 光江

### 今月の税金

国民健康保険税 第一期分

納期限 五月三十一日

期限内に完納しましょう

### 遠賀郡消防署が

移転しました

かねて建設中でありました遠賀郡消防署新庁舎が竣工しましたので四月二十四日から左記新庁舎で業務を行なっています。

記

- 一、所在地 遠賀町広渡一六三九
- 一、通称名 遠賀郡消防署
- 一、火災、救急電話 一一九番

※今までは一一九番に電話され

ると遠賀町役場に通じていましたが、今度からは遠賀郡消防署に直接通じます。

一、一般電話(事務連絡用)

- ③ 一一三二一 柴田 開
- ③ 一一三二二 篠田 寿

### 特設人権法律

相談所開設

今年には憲法が施行されて満二十五年に当たりますので、この記念行事の一環として特設人権法律相談所が開設されますので、人権問題でお困りの方は御相談にお出ください。

記

- 一、日時 五月十七日(水曜日) 十時~十五時
- 二、場所 遠賀町役場(新庁舎)
- 三、相談担当者

福岡法務局北九州支局職員

地元人権擁護委員

- 柴田 開
- 篠田 寿

### 心配ごと相談日のお知らせ

相談日 五月二十三日(火)

時間 午後一時~四時

場所 町公民館(広間)

受付内容 生活苦、仕事、家庭

教育、児童、その他生

活上の諸問題

### 県立療養所遠賀病院の名称が変わりました

福岡県条例の一部改正により、福岡県立療養所遠賀病院は、四月一日から、その名称が改らためられるとともに、内容も更に充実され、診療科目も新たに、消化器科と循環器科が増設されました。新しい名称および診療科目は次のとおりです。

名 称

県立遠賀病院

診療科目

- 内科、呼吸器科
- 消化器科、循環器科
- 外科、麻酔科

5月15日午後は

役場事務を

休業します

香典返しお礼

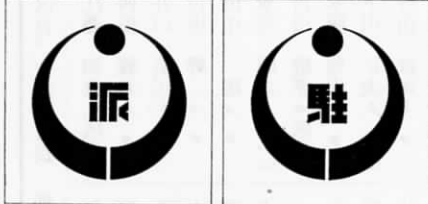
次の方から遠賀町社会福祉協議会にご寄付いただきましたので誌上を借りて披露させていただきますと共に、み仏のご冥福をお祈りします。

記

一、金一封

- 故加藤キヨ様 今古賀 加藤行雄
- 故吉田キワ様 千代丸 吉田 晃

## ごぞんじですか このマーク



### 派出所・駐在所のマークです

道に、このマークの案内板があったら矢印の方向に派出所、駐在所があります。

福岡県警察



毎月1日は交通安全の日  
第3日曜日は家庭の日